

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し令和元年10月24日付けで行った保護変更決定処分のうち、一時扶助費（医療移送費）を支給した部分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のことから、本件処分は違法、不当であると主張しているものと解される。

令和元年8月1日～31日通院移送費8月〇〇分立替金の不足分32,500円を請求致します。

請求通りの正しい金額を支払って下さい。立て替えた金額は生活費よりネンシュツしたものであり、生活費や支払いに対してとどこうる事でもある為ですから、すみやかに支払って頂きたい理由です。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日				審 議 経 過
令和	2 年	4 月	1 日	諮問
令和	2 年	7 月	17 日	審議（第 44 回第 2 部会）
令和	2 年	8 月	7 日	審議（第 45 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の補足性の原則

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法 11 条 1 項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、

住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種を規定している。

このうち医療扶助について、法15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条6号に「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

(3) 医療扶助運営要領

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」（本件要領第3・9・(1)）とされ、そして、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（本件要領第3・9・(2)・ア）、「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」（同イ）等とされている。

さらに、移送の給付決定における審査については、「給付要否意見書（移送）により・・・福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること・・・福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対

象にならない」（本件要領第3・9・(3)・イ）と、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」とされている（同ウ）。

そして、費用の算定については、「領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」とされている（本件要領第3・9・(4)・イ）。

(4) 保護変更決定

法25条2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」としている。

そして、法24条1項ないし8項は、申請による保護の開始について、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって通知しなければならないこと（3項）、3項の通知は、14日以内（特別な理由がある場合には30日まで延長できる。）にしなければならないこと（5項）、14日以内に3項の通知をしなかったときは、当該通知にその理由を明示しなければならないこと（6項）、30日以内に当該通知がないときは、申請者は保護の実施機関が申請を却下したとみなすことができること（7項）等を定めており、同条9項は、このうち1項ないし7項までの規定は、要保護者等からの保護の変更の申請について準用する旨を定めている。

2 本件処分についての検討

- (1) 本件処分は、本件申請2ないし本件申請4を受けて行った保護変更決定処分であるところ、

ア 処分庁は、請求人の〇〇病院及び〇〇診療所の通院について、各医療機関から提出された各給付要否意見書により、それぞれタクシー通院が必要であることを確認していたこと。

イ 本件申請2のうち、〇〇病院については、給付要否意見書による通院日数の範囲内であり、処分庁は、添付されたタクシー代領収書を審査して、適正な額と認定したこと。

ウ 本件申請2のうち、〇〇病院分については、処分庁は、同病院から提出された給付要否意見書により、給付を要する旨を確認し、添付されたタクシー代領収書を審査して、適正な額と認定したこと。

エ 本件申請4については、処分庁は、請求人が救急搬送された後の帰路分であることを考慮し、添付されたタクシー代領収書を審査して、緊急の場合等における適正な額と認定したこと。

オ 本件申請3（〇〇診療所の8月後半分）については、所要時間や区間に疑義を生じたため、処分庁が調査した結果、自宅から〇〇診療所までの経路以外のもの、時間がかかりすぎているもの等明らかに医療移送費に該当しないと判断できるものがあったことから、これらを除外した額22,070円を認定したこと（給付要否意見書による通院日数を超える分については、やむを得ないと判断したものと解される。）。

以上の各事実が認められる。医療移送費が「移送に必要な最小限度の額」とされ、福祉事務所がその必要性を判断し、適正に決定するものとされている（上記1・(2)及び(3)）ことからすれば、処分庁の上記判断はいずれも合理的なものと認められ、上記1の法令等に則って適正になされたものと解される。さらに、支給額についての違算も認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点があるということはない。

(2) ところで、本件処分は、本件申請 2 ないし本件申請 4 を收受してから、14 日を超えて行われているが、本件処分通知書に 14 日を経過した理由が明示されていない。当該理由の明示は必要的記載事項である（法 24 条 9 項が準用する同条 6 項）から、この点で本件処分通知書の記載は、十分なものとはいえない。しかし、本件処分は、上記(1)のとおり、適正な額の医療移送費の支給を決定したものであるから、当該記載の不足をもって、本件処分を取り消すべきものとまでは認められない。

3 請求人は、上記第 3 のとおり主張する。

しかし、本件処分が法令等に基づく適正なものと認められることについては、上記 2 のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、本件申請 1（〇〇診療所への 8 月前半分の医療移送費の申請）に対応する処分として、本件審査請求の後、12,520 円支給する旨の保護変更決定処分が別途行われているが、本件処分を対象とする本件審査請求の審理の対象とはならないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来